

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年6月22日（令和5年（行個）諮問第152号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行個）答申第160号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和4年特定月日に東京労働局特定部へ提出した特定法人A及び特定法人Bに関する偽装請負の申請書および調査結果書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月2日付け東労発総個開第4-1564号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

開示対象に係る保有個人情報に、開示請求者以外の個人に関する情報であるため不開示としたとあるが、国家公務員、独立行政法人等の職員等の職及び当該職務遂行の内容にかかわる部分に該当すると思われるため、開示することが妥当であると考えている。

また、公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドラインには、各行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するとある。是正措置が開示されていないことは上記ガイドラインに則っていないと思われるため、開示することが妥当であると考えている。

さらに、兵労個開第238号に比べて開示部分が少なすぎるため、同程度の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法78条7号トに該当する部分を追加するものであり、下記3（2）オ及び別表において下線部で示す。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年1月30日付け（同年2月1日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年3月22日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の根拠条項を一部改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3の規定に基づき行った申告及びその処理に係る行政文書に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

文書1及び2の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等が含まれており、当該部分は審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ該当性

文書1及び2並びに3の不開示部分には、特定法人Bに対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定法人Bの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条3号ロ該当性

文書1及び2の不開示部分には、東京労働局が特定法人Bに対し労働者派遣法に基づく指導監督を行った際に指導監督に係る東京労働局

との信頼関係を前提として、開示しないとの条件の下で特定法人が任意に提出した情報が含まれている。その内容は、当該特定法人Bの実態を明らかにする情報であり、これらの情報が開示された場合、指導監督機関と当該特定法人Bとの信頼関係が失われ、当該法人が関係資料の提出等情報提供に非協力的となり、また指導監督に対する自主的改善意欲を低下させ、更には、法令違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格の持つ指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。なお、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

エ 法78条7号ハ該当性

文書1及び3の不開示部分には、労働局の判断、対応方針等の具体的内容に加え、東京労働局が特定法人A及びBに対し労働者派遣法に基づく指導監督を行った際に収集・整理した情報等が記載されている。これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料の収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、それらを基に今後行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法78条7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

オ 法78条7号ト該当性

文書1の不開示部分には、東京労働局が特定法人Aに対し労働者派遣法に基づく指導監督を行った際に提出された報告書の一部、印影など法人に関する情報等が記載されている。また、文書2の不開示部分には、東京労働局が特定法人Aに対し労働者派遣法に基づく指導監督を行った際に収集・整理した情報等が記載されている。これらの情報が開示されると、独立行政法人等である特定法人Aに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから法78条7号トに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書2の27頁及び166頁の不開示部分については、法78条各号に掲げる不開示情報に該当しないため、新たに開示する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で「開示対象に係る保有個人情報に、開示請求者以外の個人に関する情報であるため不開示としたとあるが、

国家公務員，独立行政法人等の職員等の職及び当該職務遂行の内容にかかわる部分に該当すると思われるため，開示することが妥当である」，「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドラインには，各行政機関が是正措置等をとったときは，その内容を，適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密，信用，名誉，プライバシー等の保護に支障がない範囲において，通報者に対し，遅滞なく通知するとある。是正措置が開示されていないことは上記ガイドラインに則っていないと思われるため，開示することが妥当であると考え」，「兵労個開第238号に比べて開示部分が少なすぎるため，同程度の開示を求める。」と主張しているが，法に基づく開示請求については，法78条各号に基づいて開示，不開示を判断しているものであり，その判断の理由は上記（2）で述べたとおりであるから，審査請求人の主張は，本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報については，原処分において不開示とした部分のうち，別表中「新たに開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示し，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，不開示情報の根拠条項を改めた上で，不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和5年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月6日 審議
- ④ 同年11月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月11日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和6年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部を法78条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書き及びトに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが，その余の部分については，法の適用条項を改めた上で，不開示とすることが妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1(1)及び(2)は、東京労働局が作成した決裁文書本体の記載の一部である。

(ア) 通番1(1)は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が推認できる情報であると認められる。

(イ) 通番1(2)は、項目の表題であり、これを開示したとしても、特定法人が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の各部分は、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、独立行政法人等である特定法人Aに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ並びに7号ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番1(3)は、東京労働局が作成した労働者派遣事業関係指導監督記録(甲)等に記載された指導監督年月日、交付年月日及び受領年月日並びに特定法人A及びBから東京労働局へ提出された文書に記載された日付である。

これらの日付については、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、独立行政法人等である特定法人Aに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ並びに7号ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番1(4)は、特定法人から東京労働局へ提出された文書に押印された特定法人の印影である。

(ア) 通番1(4)aは、特定法人Bの印影である。当該印影は、下記エにおいて開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求

人が推認できる情報であると認められる。

(イ) 通番 1 (4) b は、独立行政法人等である特定法人 A の印影であり、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が推認できる情報であると認められる。

(ウ) したがって、上記 (ア) 及び (イ) の各部分は、上記ア (ウ) と同様の理由により、法 78 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 2 は、特定法人から東京労働局に提出された資料の一部である。

当該資料のうち、審査請求人が特定法人 B 宛てに提出した文書、審査請求人の出退勤や休暇取得に関する情報が記載された文書、審査請求人の出張に関する文書及び特定法人 A の就業規則等であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、特定法人 A 及び B の組織図は、原処分において既に開示されている情報から、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

これらの部分には、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するものが含まれているが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

これらの部分は、これを開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、独立行政法人等である特定法人 A に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分 (別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分) について

ア 法 78 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号ハ及びト該当性

通番 1 は、東京労働局が作成した決裁文書本体の記載の一部である。

(ア) 通番 1 ①は、労働者派遣事業関係指導監督記録 (甲) に記載された特定法人 A 及び B の関係者の氏名である。

当該部分は、法 78 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法 78 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし

書口及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号ハ及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1②(通番1①に該当する部分を除く。)は、当該決裁文書本体及び労働者派遣事業関係指導監督記録(甲)に記載された、東京労働局における当該調査の実施状況や手法、特定法人A及びBの関係者からの聴取内容、東京労働局が調査した結果及び当該結果に基づく判断等である。

当該部分は、これを開示すると、当該法人を始めとする関係者が、今後労働局に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は労働局が行う調査手法・着眼点等が明らかとなり、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに7号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番1③は、特定法人A及びBから東京労働局へ提出された是正報告書の記載の一部である。

a 当該部分のうち、下記b及びcを除く部分は、東京労働局が特定法人A及びBに対して実施した是正指導に係る是正内容等であり、一般に公にしていない特定法人の内部情報であると認められる。

特定法人Aに係る当該部分を開示すると、独立行政法人等である特定法人Aに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号トに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

また、特定法人Bに係る当該部分を開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条2号、3号ロ並びに7号ハ及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 当該部分のうち、上記 a 及び下記 c を除く部分は、特定法人 B の是正報告書に押印された特定法人 B の印影（割印）である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 3 号イに該当し、同条 2 号、3 号ロ並びに 7 号ハ及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 当該部分のうち、上記 a 及び b を除く部分は、当該是正報告書の発出年月日及び東京労働局における受理年月日である。

これを開示すると、当該調査指導に係る実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 7 号ハに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 ④は、東京労働局が作成した特定法人 A 及び B に関する基本情報等が記載された文書であり、これを開示すると、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 7 号ハに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法 78 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号ト該当性

通番 2 は、当該申告事案に対する特定法人 A 及び B の聴取内容の補足として、特定法人 A 及び B が東京労働局に提出した資料である。

(ア) 特定法人 B が提出した当該資料は、一般に公にしていない特定法人の内部情報が記載された文書及び当該申告案件の契機となった事案について具体的かつ詳細に記載された文書であることが認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 3 号イに該当し、同条 2 号、3 号ロ及び 7 号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 特定法人 A が提出した当該資料は、一般に公にしていない特定法人の内部情報が記載された文書であることが認められ、これを開示

すると、独立行政法人等である特定法人Aに係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号トに該当し、同条2号、3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条3号イ及び7号ハ該当性

通番3は、東京労働局が作成した特定法人A及びBに関する基本情報等が記載された文書であり、これを開示すると、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、公益通報者保護法に係るガイドラインの内容に言及しているが、当審査会では、法に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討し、判断を行ったものであり、その他の審査請求人の主張を含め、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びトに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号ハ及びトに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ並びに7号ハ及びトに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名 及び頁		2 原処分における不開示部分				3 2 欄の 不開示を維 持する部分 のうち開示 すべき部分	
		該当箇所		法 7 8 条各号 該当性	通番		
		新たに開示す る部分	不開示を維持 する部分				
1	決裁文書本体	1 な いし 2 6	なし	不開示部分全 て ① 3 頁, 4 頁 ② 2 頁ない し 4 頁, 1 4 頁ないし 2 2 頁, 2 4 頁な いし 2 6 頁 ③ 5 頁ない し 8 頁 ④ 9 頁ない し 1 2 頁	2 号, 3 号イ 及 び ロ, 7 号ハ及 びト	1	(1) 2 頁 1 8 行目な いし 1 9 行 目 3 文字 目, 2 0 頁 2 1 行目 1 8 文 字目ないし 2 2 行目, 2 8 行目 2 1 文字目な いし 2 9 行 目 (2) 1 9 頁 2 7 行目 (3) 3 頁 「指導監督 年月日」, 「交付年月 日」, 「受 領 年 月 日」, 4 頁「指導 監督年月 日」, 「交 付 年 月 日」, 「受 領 年 月 日」, 5 頁 8 行目 1 文字目な いし 9 文字 目, 8 頁 9 行目 1 文字目な いし 9 文字 目,

							<p>14頁「指導監督年月日」，「交付年月日」，</p> <p>15頁「指導監督年月日」，「交付年月日」，</p> <p>16頁18行目ないし19行目10文字目，</p> <p>17頁38行目ないし18頁1行目11文字目，</p> <p>21頁「指導監督年月日」，</p> <p>26頁「指導監督年月日」</p> <p>(4) a 5頁法人の印影（上部の印影（割印）は除く。）</p> <p>(4) b 8頁法人の印影</p>
2	事業所から提出された資料	27 ないし2 05	27頁，16 6頁	不開示部分全て（27頁，166頁を除く。）	2号， 3号イ 及び ロ，7 号ト	2	31頁ないし35頁， 178頁ないし205 頁
3	申告事案調書	20 6ないし 21 4	なし	不開示部分全て	3号 イ，7 号ハ	3	—

4	申告者から提出された資料	21 5 いし 28 7	—	—	—	—	—
---	--------------	--------------------------	---	---	---	---	---

(当審査会注)

文書1に係る2欄の該当箇所「不開示を維持する部分」の記載方法は、当審査会事務局において整理した。